

千葉県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和3年11月2日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	小松崎	文	嘉	
同	麻	生	紀	雄

3千総総第706号
令和3年10月20日

千葉市監査委員 大 木 正 人
同 宮 原 清 貴 様
同 小松崎 文 嘉
同 麻 生 紀 雄

千葉市長 神 谷 俊 一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年度監査報告第11号、平成30年度監査報告第11号、平成31年度監査報告第8号及び第10号並びに令和2年度監査報告第8号及び第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果 (指摘事項)	講じた措置
<p>(1) 積算について改善すべき事項</p> <p>ア 公共建築工事における共通費の算定を適正に行うべきもの</p> <p>[都市局: 千葉市立千草台小学校大規模改造工事、千葉市立千城台旭小学校大規模改造工事 (その 1)、千葉市立あやめ台小学校屋内運動場内外部改修工事]</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>本工事では、老朽化した校舎や屋内運動場の改修工事を行う際、工事に支障となる樹木の伐採や舗装の撤去・復旧工事を行っていた。</p> <p>公共建築工事共通費積算基準によると、通常の建物本体工事に、通常の建物本体工事に含まれない造園工事や舗装工事などを含ませて発注する場合、別途共通仮設費及び現場管理費を算定するとされているが、すべてを通常の建物本体工事として算定を行っていた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>共通費の算定については、公共建築工事共通費積算基準に基づき適正に行われたい。</p>	<p>共通費の算定については、令和 3 年 4 月 2 日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、公共建築工事共通費積算基準に基づき適正に行うよう、所属職員への周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修を実施した。</p>
<p>(1) 積算について改善すべき事項</p> <p>イ 設計変更における請負代金額の算定を適正に行うべきもの</p> <p>[都市局: 千葉市立千草台小学校大規模改造工事]</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>本工事では、施設の老朽化による校舎や屋内運動場の内外部改修工事と合わせて、給食室の増築工事を行っていた。</p> <p>増築部分の施工に先立って、受注者が地質調査を実施したところ、設計時に想定していたよりも地盤が軟弱であったことから、地盤改良工事を新規に追加するなどの設計変更を行った。</p> <p>公共建築工事積算基準等資料によると、</p>	<p>請負代金額の算定については、令和 3 年 4 月 2 日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、公共建築工事積算基準等資料に基づき適正に行うよう、所属職員への周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修を実施した。</p>

<p>現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書に施工条件の明示がなく、受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、地盤改良等の新たな工事を追加する場合の費用については、当初請負比率を乗じないとされているが、本工事では当該比率を乗じ請負代金額を算定していた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>請負代金額の算定に当たっては、公共建築工事積算基準等資料に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>(1) 積算について改善すべき事項</p> <p>ウ 単価の選定を適正に行うべきもの</p> <p>[都市局：千葉市立千草台小学校大規模改造工事、千葉市立大宮中学校エレベータ設置建築外工事、千葉市立千城台旭小学校大規模改造工事（その1）]</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>本工事では、給食室やエレベータ棟の増築工事に伴う土工に係る費用を計上していた。</p> <p>公共建築工事積算基準等資料の手引きによると、1か所当たりの施工規模が100m³未満の小規模な土工の場合、使用できる機械が小型なものに制限され、作業効率が低下するなどの理由から、通常の単価と比べ割増された小規模単価を使用することとされているが、使用せずに工事費を算定していた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>単価の選定に当たっては、公共建築工事積算基準等資料の手引きに基づき適正に行われたい。</p>	<p>単価の選定については、令和3年4月2日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、公共建築工事積算基準等資料の手引きに基づき適正に行うよう、所属職員への周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修を実施した。</p>
<p>(2) 契約について改善すべき事項</p> <p>ア 設計変更を適切に行うべきもの</p> <p>[都市局：千葉市営住宅南町団地杭撤去外工事]</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>本工事では、市営住宅を解体した際に残</p>	<p>設計変更については、令和3年4月2日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文</p>

置されていた基礎杭の撤去工事を行った。

施工に先立ち、受注者が現地調査を行った結果、設計との相違が判明し、撤去すべき杭の本数や作業方法、使用する材料に変更が生じた。これら本工事の主要な部分において、大きく内容を変更したが、工事費の増減金額が少額であると判断し、これに係る協議書の作成をせず、設計変更の手続も行っていなかった。

(イ) 指摘

工事の主要な部分に変更が生じた場合は、協議書を作成し、適切に設計変更を行われたい。

書で通知し、工事の主要な部分に変更が生じた場合は、協議書を作成し、適切に設計変更を行うよう、所属職員への周知徹底を図った。

また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修を実施した。